

令和6年2月市議会 教育厚生委員会資料

第28号議案 長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例

目 次

1 条例改正の概要	P 2
（1）改正理由	P 2
（2）改正する条例	P 2
（3）改正内容（身体的拘束等の報告）	P 3～4
（4）省令の基準の主な改正内容	P 5～14
（5）施行期日	P 14
2 新旧対照表	P 15～21

福 祉 部

令 和 6 年 2 月

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年1月25日厚生労働省令第16号）」が公布されたことに伴い、本市の独自基準として定めている身体的拘束等の報告に係る規定を整備するため。

(2) 改正する条例

- ア 長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第54号）
- イ 長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第55号）
- ウ 長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第56号）
- エ 長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第58号）
- オ 長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第59号）
- カ 長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第60号）

(3) 改正内容（身体的拘束等の報告）

現在、特別養護老人ホーム等の施設サービス等については、省令の基準で、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと及び身体的拘束等を行う場合には、緊急やむを得ない理由等を記録しなければならないことが規定されている。本市の条例では、当該省令の規定を準拠するのに加えて、本市の独自基準として、緊急やむを得ない場合の例外三原則（切迫性、非代替性、一時性）の順守を確認し、必要があれば速やかに指導等を行うため、身体的拘束等を行う場合においては、市長に対し、速やかに記録の内容を報告しなければならないことを定めている。

今回、省令の基準の改正で、訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援についても、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと及び身体的拘束等を行う場合には、緊急やむを得ない理由等を記録しなければならないことが規定されたため、身体的拘束等の適正化を推進するため、これらのサービスにおいても、同様に、本市の独自基準として、身体的拘束等を行う場合においては、市長に対し、速やかに記録の内容を報告しなければならないことを定めることとしたい。

【新たに身体的拘束等の報告を義務付けるサービス】

条例	サービスの種類
ア	訪問介護(基準該当を含み共生型を除く)、訪問入浴介護(基準該当を含む)、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護(基準該当を含み共生型を除く)、通所リハビリテーション、福祉用具貸与(基準該当を含む)、特定福祉用具販売

条例	サービスの種類
イ	居宅介護支援(基準該当を含む)
ウ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護
エ	介護予防訪問入浴介護(基準該当を含む)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与(基準該当を含む)、特定介護予防福祉用具販売
オ	介護予防認知症対応型通所介護
カ	介護予防支援(基準該当を含む)

(4) 省令の基準の主な改正内容

(注) 介護予防サービスについても同様に改正される基準には★を付記している。

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
1	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション (★)	参酌すべき基準	医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の訪問（通所）リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握することを義務付ける。
2	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション (★)	従うべき基準	訪問（通所）リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院について、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。
3	居宅療養管理指導 (★)	従うべき基準	委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設定等の高齢者虐待防止のための措置の義務付けの経過措置期間を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。
4	居宅療養管理指導 (★)	従うべき基準	感染症や非常災害の発生時の業務継続に向けた、計画の策定及び周知、研修及び訓練（シミュレーション）の実施等の義務付けの経過措置期間を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
5	特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護 (★)	参酌すべき基準	ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。
6	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 (★)	従うべき基準	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。
7	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 (★)	参酌すべき基準	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の対象となる貸与種目・種類の福祉用具（以下「選択制の対象福祉用具」という。）の貸与又は販売に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを義務付ける。 また、利用者の選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うことを義務付ける。
8	福祉用具貸与 (★)	参酌すべき基準	福祉用具貸与計画(※)の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。 (※)福祉用具貸与計画とは、福祉用具専門相談員が作成する、利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえた個別の生活目標や具体的なサービス内容等を記載した計画。

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
9	福祉用具貸与	参酌すべき基準	福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所に報告することを義務付ける。 (介護予防福祉用具貸与では、既に規定されている。)
10	福祉用具貸与 (★)	参酌すべき基準	選択制の対象福祉用具に係る福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うことを義務付ける。
11	特定福祉用具販売 (★)	参酌すべき基準	選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画(※)の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することを義務付ける。 (※)特定福祉用具販売計画とは、福祉用具専門相談員が作成する利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえた個別の生活目標や具体的なサービス内容等を記載した計画。
12	特定福祉用具販売 (★)	参酌すべき基準	選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等(メンテナンス)を行うよう努めることとする。

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
13	居宅介護支援	従うべき基準	<p>次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の義務から努力義務に変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合 ・ 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合
14	居宅介護支援 介護予防支援	(居宅介護支援) 従うべき基準 (介護予防支援) 参酌すべき基準	<p>次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。</p> <p>ア 利用者の同意を得ること。</p> <p>イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の心身の状態が安定していること。 ・ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。 ・ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 <p>ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。</p>

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
15	居宅介護支援	従うべき基準	<p>居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直す。</p> <p>ア 原則、利用者の数（要介護者の数に要支援者の数に1／3を乗じた数を加えた数）が44又はその端数を増すごとに1とする。 （現行の基準：利用者の数が35又はその端数を増すごとに1）</p> <p>イ 居宅介護支援事業者と居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1／3を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする。</p>
16	介護予防支援	従うべき基準	<p>居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を行う場合の人員に関する基準については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと。 ・ 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。（ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。） ・ 管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないこと。

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
17	介護予防支援	参酌すべき基準	居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供することとする。
18	特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 (★)	従うべき基準	見守り機器等のテクノロジーの複数活用、職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる特定施設に係る当該特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに1以上であること」を「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とすることとする。
19	特定施設入居者生活介護 (★)	参酌すべき基準	口腔衛生管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
20	特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 軽費老人ホーム (★)	参酌すべき基準	<p>ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。</p> <p>i 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>ii 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。</p> <p>ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。</p>
21	特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院 (★)	参酌すべき基準	<p>あらかじめ、「第二種協定指定医療機関」との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が「第二種協定指定医療機関」である場合においては、当該「第二種協定指定医療機関」との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。</p>

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
22	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	参酌すべき基準	介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務付ける。
23	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院	参酌すべき基準	<p>ア 以下の要件を満たす協力医療機関（iiiの要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。</p> <p>i 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>ii 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>iii 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p> <p>イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。</p> <p>ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。</p>

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
24	短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院 (★)	参酌すべき基準	現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。
25	全サービス共通 (★)	参酌すべき基準	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト(※)に掲載することを義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。 (※)法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定
26	全サービス共通 (★)	従うべき基準	管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
27	短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 (★)	従うべき基準	短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。
28	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援 (★)	従うべき基準	訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

(5) 施行期日

令和6年4月1日

令和6年6月1日（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーション（すべて介護予防サービスを含む）に係る改正分）

2 新旧対照表

○長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第54号）

【令和6年4月1日施行】

改正後			改正前		
<p>（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
省令第105条の3	第8条から前節（	第8条第1項、第9条から前節（第98条第1号、第5号及び第6号、第104条の2第2項及び第3項並びに	省令第105条の3	第8条から前節（	第8条第1項、第9条から前節（第98条第1号、第3号及び第4号、第104条の2第2項及び第3項並びに
省令第140条の15	第36条の2第2項第4節（	第36条の2第4節（第125条第2項、第128条第2項、第129条、第130条第3項から第5項まで、第131条第2項、第132条、第135条、第138条第2項、第139条の3第2項第1号並びに	省令第140条の15	第36条の2第2項第4節（	第36条の2第4節（第125条第2項、第128条第2項、第129条、第130条第3項から第5項まで、第131条第2項、第132条、第135条、第138条第2項、第139条の2第2項第1号並びに
<p>（身体的拘束等の報告）</p> <p>第6条 省令第23条第4号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p>			<p>（新設）</p>		

改正後	改正前
<p>2 前項の規定は、<u>前条第3項各号（第1号、第5号から第7号まで、第9号、第11号及び第14号を除く。）</u>に掲げる事業について準用する。</p> <p>（地域との交流）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p> <p>2 前項の規定は、<u>第5条第3項各号（第2号から第7号まで、第11号及び第20号から第22号までに限る。）</u>に掲げる事業について準用する。</p> <p><u>第8条</u></p> <p><u>第9条</u></p> <p>（削除）</p>	<p>（地域との交流）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p> <p>2 前項の規定は、<u>前条第3項各号（第2号から第7号まで、第11号及び第20号から第22号までに限る。）</u>に掲げる事業について準用する。</p> <p><u>第7条</u></p> <p><u>第8条</u></p> <p>（<u>身体的拘束等の報告</u>）</p> <p><u>第9条</u> <u>省令第128条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>第5条第3項各号（第13号及び第15号から第19号までに限る。）</u>に掲げる事業について準用する。</p>

○長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第54号）

【令和6年6月1日施行】

改正後	改正前（令和6年4月1日施行）
<p>（身体的拘束等の報告）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p> <p>2 前項の規定は、<u>第5条第3項各号（第1号、第9号及び第14号を除く。）</u>に掲げる事業について準用する。</p>	<p>（身体的拘束等の報告）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p> <p>2 前項の規定は、<u>第5条第3項各号（第1号、<u>第5号から第7号まで、第9号、第11号</u>及び第14号を除く。）</u>に掲げる事業について準用する。</p>

○長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第55号）

【令和6年4月1日施行】

改正後	改正前
<p>(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 <u>次条から第7条までに定めるもののほか、法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</u></p> <p><u>(身体的拘束等の報告)</u></p> <p>第6条 <u>省令第13条第2号の3の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 <u>次条及び第6条に定めるもののほか、法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p>

○長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第56号）
【令和6年4月1日施行】

改正後			改正前		
（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）			（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）		
第5条（略）			第5条（略）		
2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
省令第37条の3	第3条の7から	第3条の7第1項、第3条の8から	省令第37条の3	第3条の7から	第3条の7第1項、第3条の8から
	前節（	前節（第26条第1号から第3号まで、第7号及び第8号、第34条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに		前節（	前節（第26条第1号から第3号まで、第5号及び第6号、第34条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<p>（<u>身体的拘束等の報告</u>）</p> <p>第7条 省令第3条の2第9号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、前条第3項各号（第3号を除く。）に掲げる事業又は施設について準用する。</p> <p>（地域との交流）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の規定は、第6条第3項第1号の事業について準用する。</p> <p>第9条</p>			<p>（新設）</p> <p>（地域との交流）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の規定は、前条第3項第1号の事業について準用する。</p> <p>第8条</p>		

改正後	改正前
<p>第10条</p> <p>(削除)</p>	<p>第9条</p> <p><u>(身体的拘束等の報告)</u></p> <p>第10条 省令第73条第6号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第6条第3項各号(第7号から第11号までに限る。)に掲げる事業又は施設について準用する。</p>

○長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(令和5年長崎市条例第58号)

【令和6年4月1日施行】

改正後	改正前
<p><u>(身体的拘束等の報告)</u></p> <p>第8条 省令第57条第4号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第5条第3項各号(第2号から第5号まで及び第8号を除く。)に掲げる事業について準用する。</p> <p>第9条</p> <p>(削除)</p>	<p>(新設)</p> <p>第8条</p> <p><u>(身体的拘束等の報告)</u></p> <p>第9条 省令第136条第2項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第5条第3項各号(第7号及び第9号から第13号までに限る。)に掲げる事業について準用する。</p>

○長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第58号）

【令和6年6月1日施行】

改正後	改正前（令和6年4月1日施行）
<p>（身体的拘束等の報告）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の規定は、第5条第3項各号（第8号を除く。）に掲げる事業について準用する。</p>	<p>（身体的拘束等の報告）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の規定は、第5条第3項各号（第2号から第5号まで及び第8号を除く。）に掲げる事業について準用する。</p>

○長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第59号）

【令和6年4月1日施行】

改正後	改正前
<p>（<u>身体的拘束等の報告</u>）</p> <p><u>第7条 省令第42条第11号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</u></p> <p>第8条</p> <p>（削除）</p>	<p>（新設）</p> <p>第7条</p> <p>（<u>身体的拘束等の報告</u>）</p> <p><u>第8条 省令第53条第2項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</u></p>

○長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第60号）

【令和6年4月1日施行】

改正後	改正前
<p>（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）</p> <p>第4条 <u>次条から第7条までに定めるもののほか、法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</u></p> <p><u>（身体的拘束等の報告）</u></p> <p>第7条 <u>省令第30条第2号の3の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。</u></p> <p>第8条 （略）</p>	<p>（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）</p> <p>第4条 <u>次条及び第6条に定めるもののほか、法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第7条 （略）</p>